

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（196）」
2. 日時：平成29年6月28日 13時00分～14時15分
3. 場所：原子力規制庁 18階B会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

金子管理官補佐、津金管理官補佐、大塚安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他6名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保修部 電気保修課 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 副長（原子力電気設計）

電源開発株式会社：設備技術室 電気・計装設備技術タスク 担当

## 5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「14条 全交流動力電源喪失対策設備」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
- 可搬型代替交流電源からの給電時間が190分から210分に変更したことについて、整理して説明した資料を提出すること。
  - 「第2.2-1表 非常用の常設蓄電池から電源供給する設備」のうち「制御棒位置」について直流250V蓄電池（常用）から給電するとしているが、非常用の常設蓄電池から給電しない設計について、先行プラントとの違いも踏まえて整理して説明した資料を提出すること。
  - 「第2.2-1表 非常用の常設蓄電池から電源供給する設備」のうち「使用済燃料プール水位及び温度」を交流電源復旧後に使用する設計としていることについて、先行プラントとの違いも踏まえて整理して説明した資料を提出すること。
  - 「第2.2-1表 非常用の常設蓄電池から電源供給する設備」に安全上重要な機器が分かるように整理して説明した資料を提出すること。
  - 「第2.2-1表 非常用の常設蓄電池から電源供給する設備」において、要求時間なしとしている機器の設計について、整理して説明した資料を提出すること。
  - 区分Ⅰ及び区分Ⅱで一部機器を片系の負荷とする設計について、多重化の考え方と併せて整理して説明した資料を提出すること。

- 蓄電池の負荷の内訳を整理して説明した資料を提出すること。
- 非常用の常設蓄電池の主たる共通要因に対する頑健性について、地震及び津波以外の外部事象に対する頑健性を整理して明確に説明した資料を提出すること。
- 常用の蓄電池の設計方針について、整理して説明した資料を提出すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 設計基準対象施設について
- ・ 東海第二発電所 新規制基準適合への対応状況（全交流動力電源喪失対策設備（第14条））
- ・ 玄海発電所／東海第二発電所 比較表（第14条 全交流動力電源喪失対策設備）